

『日本書紀』に見える寺名の問題

——飛鳥寺を中心に——

田 中 彰

飛鳥・白鳳時代の寺院には、地名による寺名と漢風(法号)の寺名との二つの寺名がある。たとえば、斑鳩寺は法隆寺であり、川原寺は弘福寺、山田寺は浄土寺である。ところが飛鳥寺に関しては、「法興寺」・「元興寺」という二種類の漢風寺名が『日本書紀』(以下『書紀』と略す)に見られるのである(表1)。

ここで、天武元年(672)以降の記事の寺名は、すべて「飛鳥寺」(天武11年7月戊午条のみ「明日香寺」と記されていることに気がつく。これは、天武紀(巻28・29)・持統紀(巻30)が他の『書紀』の巻とは異なり、比較的正確な史料による実録風のものである^(注1)という性質から、「飛鳥寺」というのが、天武・持統朝当時の呼称であったとすることができよう。

それでは、天智10年(671)以前に見える「法興寺」・「元興寺」についてはどうだろうか。田村圓澄氏は、高句麗僧慧慈・百濟僧慧聰を擁した飛鳥寺は、「仏法興隆」の使命にもとづき、創立当初より「法興寺」と号したにちがいないとされている。しかし、天武・持統朝には「飛鳥寺」と呼ばれていたことが確認でき、『続日本紀』では寺名はほとんど漢風寺名で記されていることからすると、天智10年以前の「法興寺」・「元興寺」は、その当時の呼称を記したものであるとは考えられないのである。また、田村氏は「唐文化が流入し、日本人(帰化人でなく)による知識階層が形成される天智・天武の時代となると、日本の仏寺も、法号による漢風の呼称が支配的となるのである。」とされているが、^(注2)『書紀』において、天武紀以降に漢風の寺名が見えるのは、「薬師寺」と「浄土寺」のわずかに2例しかない。(表2)

では、漢風の寺名は、いつから用いられるようになったのであろうか。福山敏男氏は、『書紀』天武8年(679)4月乙卯条に、

是日、定_二諸寺名_一也。

とあるのが、漢風の寺名が定められたことをいうのであろうとされている^(注4)。そして、この時に飛鳥寺には「元興寺」の称が与えられたとされ、「法興寺」というのは、実用の称ではなく記録上だけの寺名であるとされている。これに対して、天武8年4月に定められた

表1 『日本書紀』飛鳥寺・法興寺・元興寺の記載

587	崇峻即位前・7	法興寺	蘇我大臣，飛鳥の地にして，法興寺を起つ
588	崇峻元・是歲	法興寺	飛鳥衣縫造が祖樹葉の家を壊ちて，始めて法興寺を作る
592	崇峻5・10是月	大法興寺	大法興寺の仏堂と歩廊とを起つ
593	推古元・正・丙辰	法興寺	仏の舍利を以て，法興寺の刹の柱の礎の中に置く
596	推古4・11	法興寺	法興寺，造り竟りぬ
〃	〃	法興寺	慧慈・慧聰，二僧，始めて法興寺に住り
606	推古14・4・壬辰	元興寺	丈六の銅の像を元興寺の金堂に坐せしむ
609	推古17・5・壬午	元興寺	百濟の僧道欣・惠弥等を元興寺に住らしむ
644	皇極3・正・乙亥	法興寺	中大兄の法興寺の槻の樹の下に打毬うる侶に預りて
〃	皇極3・6・戊申	大法興寺	即ち金の墨を以て書いて，大法興寺の丈六の仏に獻る
645	皇極4・6・戊申	法興寺	中大兄，即ち法興寺に入りて，城として備ふ
〃	孝徳即位前・6・庚戌	法興寺	古人大兄，即ち自ら法興寺の仏殿と塔との間に
657	齊明3・7・辛丑	飛鳥寺	須弥山の像を飛鳥寺の西に作る
671	天智10・10是月	法興寺	天皇，諸の珍財を法興寺の仏に奉らしめたまふ
672	天武元・6・巳丑	飛鳥寺	飛鳥寺の北の路より，出でて營に臨まむ
〃	〃	飛鳥寺	穂積臣百足等，飛鳥寺の西の槻に抛りて營を為る
〃	〃	飛鳥寺	飛鳥寺の西の槻の下に逮るに，人有りて曰はく
677	天武6・2是月	飛鳥寺	多禰嶋人等に飛鳥寺の西の槻の下に饗たまふ
〃	天武6・8・乙巳	飛鳥寺	大きに飛鳥寺に設齋して，一切經を讀ましむ
680	天武9・4是月	飛鳥寺	猶し官治むる例に入れよ
〃	天武9・7・甲戌	飛鳥寺	飛鳥寺の西の槻の枝，自づからに折れて落ちたり
〃	天武9・7・癸巳	飛鳥寺	飛鳥寺の弘聰僧終せぬ
681	天武10・9・庚戌	飛鳥寺	多禰嶋の人等に飛鳥寺の西の河辺に饗たまふ
682	天武11・7・戊午	明日香寺	隼人等に明日香寺の西に饗たまふ
684	天武13・4・乙巳	飛鳥寺	飛鳥寺の僧福楊に坐して獄に入る
685	天武14・5・庚戌	飛鳥寺	天皇，飛鳥寺に幸して，珍宝を以て仏に奉りて
〃	天武14・9・丁卯	飛鳥寺	經を大官大寺・川原寺・飛鳥寺に誦ましむ
686	天武朱鳥元・6・甲申	飛鳥寺	伊勢王及び官人等を飛鳥寺に遣して，衆僧に勅して
〃	持統称制前・12・乙酉	飛鳥(寺)	無遮大會を五つの寺，大官・飛鳥・川原……に設く
687	持統元・8・己未	飛鳥寺	大徳等を飛鳥寺に請せ集へて，袈裟を奉施りたまふ
688	持統2・12・丙申	飛鳥寺	蝦夷の男女二百一十三人に飛鳥寺の西の槻の下に

表2 『日本書紀』寺名記載^(注5)

① 天智紀以前		② 天武紀以後	
×	吉野寺 欽明14。		大井寺 天武元。
×	四天王寺 崇峻前。推古元, 31。大化4。		川原寺 天武2, 11, 14。朱鳥元。持統10。
	坂田寺 用明2。推古14。		高市大寺 天武2。
	桜井寺 崇峻3。		大官大寺 天武2, 11, 14。朱鳥元。持統10。
	蜂岡寺 推古11。	○	薬師寺 天武9。持統2, 11。
×	金剛寺 推古14。	○	浄土寺 天武14。
	斑鳩寺 推古14。皇極2。天智8。		橘寺 天武9。
	秦寺 推古31。		大窪寺 朱鳥元。
	豊浦寺 舒明前。		輕寺 朱鳥元。
	百濟(大)寺 皇極元。大化元。		桧隈寺 朱鳥元。
	梓削寺 皇極3。		巨勢寺 朱鳥元。
	山田寺 大化5。白雉4。		豊浦寺 持統称制前。
	川原寺 白雉4。		坂田寺 持統称制前。
	阿曇寺 白雉4。		益須寺 持統8。
×	法隆寺 天智9。 ×=漢風寺名		○=漢風寺名

寺名は、「法興寺」の方であって、「元興寺」というのは、平城京に遷された後の呼称であるという説もある。^(注6)

天武8年4月乙卯条の「定_二諸寺名_一也」という一句については、定額寺の起源とする説もあるが、^(注7)この場合の「諸寺」とは「すべての寺」という意味であり、「名を定む」とあるのだから、やはり寺名を定めたと解釈すべきであろう。ここで、飛鳥寺には「元興寺」という漢風寺名が与えられたと考えたい。

『書紀』推古14年(606)4月壬辰条に「元興寺」とあるのは、文武朝ごろ成立したと推定されている『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』(以下『元興寺縁起』と略す)の丈六光銘を参考に行っているためである。また、『続日本紀』は、文武4年(700)3月己未条^(注9)と大寶3年(703)正月丁卯条^(注10)で飛鳥寺のことを「元興寺」と記しているが、これらは、編纂時に書き換えたものであるという可能性もある。もしそうだとすれば、^(注11)平城京移遷前の飛鳥寺を「元興寺」と記した確実な史料はないことになる。

しかし、そのことを以て天武8年4月の漢風寺名の制定を否定する必要はない。つまり、天武8年4月に「元興寺」という寺名が定められたのだが、それ以前、約1世紀もの間親しまれてきた「飛鳥寺」という呼称が、その後も以前と同様にそのまま使用されたのである。ところが、飛鳥の地を離れて平城京に遷った寺のことを「飛鳥寺」と呼ぶのはおかしい、そこで、その時からその寺は、一般に広く「元興寺」という漢風の寺名で呼ばれるようになったのであろう。結局、平城京移遷前の寺は、もっぱら「飛鳥寺」とだけ呼ばれていたことになるのである。このことは、他の寺についても言うことができる(表2②)。ま

た、天武紀以降で漢風の寺名が見られるのは、薬師寺と浄土寺だけであったが、このうち薬師寺は、天武9年(680)の発願^(注12)であり、創立当初より「薬師寺」と呼ばれ、地名による寺名は最初からなかったと思われる。もう一方の浄土寺の方は、大化5年(649)3月と白雉4年(653)6月に見える山田寺のことであるが、これが、『書紀』において天武8年を境にして、漢風の寺名に変わった唯一の例であると言える。

次に「法興寺」の方であるが、この寺名は記録上でのみ用いられたもので、一般に口にされた呼称ではなかったと思われる。

『書紀』崇峻元年(588)是歳条に、

壞_二飛鳥衣縫造祖樹葉之家_一、始作_二法興寺_一。此地名_二飛鳥眞神原_一、亦名_二飛鳥苦田_一。

とあるが、飛鳥眞神原や飛鳥苦田という地名が記され、飛鳥の名が三たび繰り返されているのは、「飛鳥寺」という寺名の由来を説明するためと思われ、この本文の「法興寺」は、もとは「飛鳥寺」と記されていたと考えられる^(注13)。また、皇極3年正月乙亥条と皇極4年6月戊申条は、『書紀』以前に成立していた『鎌足伝』(今の『家伝』の鎌足伝の原形)によって書かれたと推定されており、その『鎌足伝』には、「法興寺」と記されてあったと考えられている^(注13)。そして、推古14年4月壬辰条の寺名が「元興寺」であるのは、先に述べたように『元興寺縁起』の丈六光銘を参考にしたためであるが、推古4年(596)11月条に、

法興寺造竟。則以_二大臣男善徳臣_一拜_二寺司_一。是日慧慈・慧聰、二僧、始住_二於法興寺_一。

とあるのも、前半部(「法興寺造竟」)は、『元興寺縁起』塔露盤銘の「丙辰年十一月既」によっており、後半部も、丈六光銘の「而百濟惠聰法師、高麗惠慈法師、巷哥有^(明子脱カ)大臣長子名善徳爲_レ領、以建_二元興寺_一。」という部分を参考にしてしているのである。ここで注目すべきことは、推古14年4月壬辰条では、寺名をそのまま「元興寺」と記したのに対して、推古4年11月条では、「元興寺」とあったのを「法興寺」と書き換えているということである。

このように、『書紀』編纂時に参考にした史料には、寺名は「飛鳥寺」と記されていたものもあり、「法興寺」もあり、「元興寺」と記されていたものもあったと考えられるわけである。そして、「飛鳥寺」・「元興寺」とあったのを「法興寺」と書き換えている例があるということは、天智紀以前はすべて「法興寺」という寺名に統一しようという意図が、『書紀』編者にあったということになるのではないだろうか。推古14年4月壬辰条・同17年5月壬午条の「元興寺」、斉明3年7月辛丑条の「飛鳥寺」は、本来ならば「法興寺」となるべきものであったと思われる。また、「法興寺」という寺名は、『元興寺縁起』には一例も見えず、さらに、平安時代に平城京の元興寺に対して飛鳥にある寺のことを、「本

元興寺」と呼んでいることからみても、「法興寺」というのは、寺側ではあずかり知らぬ記録上のみの寺名であったと思われる。

それでは、なぜ飛鳥寺に「法興寺」という名がつけられたのだろうか。それは、『元興寺縁起』の中で推古天皇のことを「法興皇」としたり、法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘にある年号と思われる「法興元卅一年」（あるいは「法興元世一年」）などのように、崇峻・推古朝の仏法興隆期の中心人物を「法興皇」とし、また、その時代のことを「法興何年」とするのと同様に、崇峻・推古朝の仏法興隆期に造営された寺ということで、「法興寺」とされたのであろう。^(注14)

以上のように、天智紀以前に見える「法興寺」・「元興寺」という寺名は、その当時の呼称を記したのではなく、後世の記録によったものや『書紀』の編者が書き換えたものである。また、漢風の寺名は天武8年(679)に定められるが、飛鳥寺が一般に「元興寺」と呼ばれるようになるのは、平城京移遷以後と考えられる。

(田中彰=当センター調査課調査員)

- 注1 山田英雄『日本書紀』教育社歴史新書19 1979
- 注2 田村圓澄「『てら』の呼称」(『日本歴史』188)1964 後「飛鳥・白鳳時代の寺院の呼称」として『飛鳥仏教史研究』塙書房 1969 に所収。
- 注3 飛鳥寺に関しては、「元興寺」が11例、「法興寺」が1例、「飛鳥寺」が2例ある。
- 注4 福山敏男「飛鳥寺の創立に関する研究」(『史学雑誌』45-10)1934 後「飛鳥寺の創立」として『日本建築史研究』墨水書房 1968 に所収。
- 注5 天智紀以前に見える漢風寺名(×印)は、やはりその当時の呼称であるとは考えられない。また、大官大寺の「大官」とは天皇または朝廷という意味であり、漢風寺名とは異なる。大官大寺の漢風寺名は「大安寺」である。
- 注6 岩城隆利「法興寺から元興寺へ」(西田先生頌寿記念『日本古代史論叢』吉川弘文館)1960
- 注7 井上光貞『日本古代の国家と仏教』岩波書店 1971
- 注8 福山敏男前掲論文(注5)
- 注9 道照和尚物化。……………於元興寺東南隅。別建禪院而住焉。
- 注10 奉=爲 太上天皇。設齋于大安。薬師。元興。弘福四寺上。
- 注11 『統日本紀』靈龜2年(716)5月辛卯条に「始徙建元興寺于左京六條四坊。」とあり、また、養老2年(718)9月甲寅条にも「遷法興寺於新京。」とあるが、前者は「大安寺」の誤記であり、後者が正しい。また、平城京移遷後も、飛鳥の地の主要伽藍はそのまま残される。
- 注12 『日本書紀』天武9年(680)11月癸未条
皇后體不豫。則爲皇后誓願之、初興薬師寺。
- 注13 福山敏男前掲論文(注1)
- 注14 法興元年が崇峻4年(591)に当ることから、法興寺の建立を記念して、法興という年号ができたとする説があるが、創立当初より「法興寺」と呼ばれていたとは考えられないので、この説は認められない。なお、『元興寺縁起』・『書紀』の崇峻4年には寺の造営に関する記事はない。